

老朽空き家解体工事費補助金申請必要書類

1. 不良住宅判定申請の必要書類

図書の種類	摘要
<input type="checkbox"/> 不良住宅判定申請書	様式第1号。ウェブサイトからダウンロード可。
<input type="checkbox"/> 案内図	都市計画図（本庁舎8階 都市計画課で取得可）など。 ※補足事項（1）参照
<input type="checkbox"/> 空き家の外観写真	建物の外観写真を2～3枚程度。

2. 補助金交付申請の必要書類

図書の種類	摘要
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書	様式第3号。ウェブサイトからダウンロード可。
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第4号。ウェブサイトからダウンロード可。
<input type="checkbox"/> 空き家の使用状況報告書	様式第5号。ウェブサイトからダウンロード可。
<input type="checkbox"/> 家屋の資産証明書 ※1 建物登記事項証明書 ※2 のうちのいずれか	※1 資産税課（本庁舎3階）または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口課、各出張所にて発行。 ※補足事項（2）参照 ※2 法務局で取得。
<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し	解体工事業者の記名のあるもの。 見積の宛名＝申請者であること。 ※建設業の許可、又は解体工事業登録を行っている業者であること。
<input type="checkbox"/> 前年度(令和3年度)の 市県民税の納税証明書等	申請者の納税証明書で、完納を証するもの。非課税の方は非課税証明書（※令和3年度）等を添付。一宮市内在住の方の場合、市民税課（本庁舎3階）または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口課、各出張所にて発行。 ※補足事項（2）、（3）参照
<input type="checkbox"/> 前年度(令和3年度)の 固定資産税の納税証明書等	当該解体工事をする家屋の納税証明書で、完納を証するもの。非課税の方は固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを添付。資産税課（本庁舎3階）または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口課、各出張所にて発行。ただし、固定資産課税台帳兼名寄帳の発行は資産税課のみ。 ※補足事項（2）、（3）参照
<input type="checkbox"/> 委任状	任意の様式（参考様式はウェブサイトからダウンロード可）。代理者によって申請手続きを行う場合に必要。申請者の自署または記名・押印あり（コピーは不可）。
<input type="checkbox"/> その他	必要に応じて提出をお願いする書類。 ※補足事項（4）参照

補足事項

(1) 案内図について

都市計画図(1/2500) (本庁舎8階 都市計画課で取得可) 等を添付してください。

※138マップ (<http://www.sonicweb-asp.jp/ichinomiya/>) の都市計画図でも申請可能です。

※ゼンリンの地図をコピーして提出する場合は、発行元であるゼンリンの許諾の証しとして、コピーした地図にゼンリン発行「複製許諾証」の貼付が必要になります。詳しくは、ゼンリンへお問い合わせください。

(2) 資産証明書、納税証明書、戸籍等の取得について

市県民税の納税証明書は市民税課 (本庁舎3階)、固定資産税の納税証明書・家屋の資産証明書は資産税課 (本庁舎3階)、戸籍・住民票等は市民課(本庁舎1階)または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口課、各出張所にて発行しておりますが、いずれも本人確認や委任状が必要な場合があります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

・市民税課 税制・諸税グループ	0586-28-8962
・資産税課 家屋グループ	0586-28-8966
・市民課 戸籍・住民グループ (証明書発行担当)	0586-28-8971

※一宮市外在住の方は、該当の市町村の担当窓口にてお問合せください。

(3) 納税証明書について

申請者(=契約者)の前年度の市県民税の納税証明書等及び当該解体工事をする家屋の所有者の前年度の固定資産税の納税証明書等の添付が必要です。

- ・申請者=家屋の所有者で一宮市内に在住の方の場合、市民税課 (本庁舎3階) で発行しております「市税に未納のない証明書」でも申請が可能です。

※「市税に未納のない証明書」の発行は一宮市役所本庁舎3階市民税課のみでの発行です。各出張所・各窓口課では発行できませんのでご注意ください。

- ・市県民税の納税証明書等について、市外の方は、住民票を置く市町村で前年度の住民税の納税証明書を取得してください。
- ・法人税の場合は、直近の法人市民税納税証明書を提出してください。

(4) その他の必要書類について

- ・申請者 (=契約者) が、家屋の所有者と異なる場合は、家屋の所有者からの施工同意書を添付してください。
- ・家屋の所有者が亡くなっている場合は、相続人代表として誓約書及び、家屋の所有者との関係が分かる書類を添付してください。

※関係が分かる書類の具体例

戸籍謄本 : 申請者 (=契約者) と、家屋の所有者 (の死亡日) の記載があるもの。

- ・中古住宅を購入した場合で、所有権移転登記がまだされていない場合は、売買契約書の写しを添付してください。

【お問い合わせ】 一宮市建築部住宅政策課 対策グループ 電話(0586)85-7010(直通)